

令和●年度
特外契第●号

物品修理請負契約書

収 印
入 紙

1. 修理件名 ●●●●(●●用)●個ほか●点特別整備

2. 請負金額 金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

内 訳

番号	品名 (整理番号)	部品番号 (製造番号)	単位	数量	仕様内容	金額	備考
	別紙のとおり						

3. 引渡場所 別紙のとおり

4. 履行期限 令和●年●月●日 (ただし、エクステンジ品については、令和●年●月●日とする。)

5. 交付場所 別紙のとおり

6. 契約保証金 免 除

上記物品の修理を行うについて、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 ●● ●● を発注者とし、
を受注者として、次の条項により請負契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、「特別整備すべき部品と同規格で安全な部品」（以下「エクステンジ部品」という。）を納入場所に納め、発注者から、交付場所において、機体から取り外した部品（以下「不良部品」という。）の交付を受け修理内容を確認し、その内容を発注者に報告するものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において修理を行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要資料の提出又は提示を求められた場合は、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、特別整備の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特別整備の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(行政庁に対する手続)

第7条 受注者は、その特別整備について、行政庁の検査、検定を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第8条 物価変動その他予期することができない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、請負金額を変更することができるものとする。

- 2 受注者は、第1条中「不良部品の交付を受け修理内容を確認」したときに、不良部品の修理代金に増減が生じた場合は、その旨を同条にて定める「その内容を発注者に報告する」ときに事前に発注者へ報告するものとする。
- 3 エクスチェンジ品輸出入の上の外国為替換算率等が変更され、エクスチェンジ品が輸入されたときの実績額が契約額と相違した場合は、すみやかに証拠書類を発注者に提出して契約金額の変更を申出なければならない。
- 4 前2項により請負金額を変更する場合は、第14条に基づく請負金額の確定をするときに請負金額を変更するものとする。

(特別整備の変更等)

第9条 発注者は、その都合により特別整備の内容を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第11条 受注者は、エクスチェンジ品を納入するときは、納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所(以下「隔地」という。)である場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第12条 発注者は、前条第1項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

- 2 受注者は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、発注者があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を発注者に請求するものとし、発注者は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の検査をした物品については、第1項の検査の一部を省略することがあるものとする。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により、納入の通知又は検査の請求を受理した日(これらの日以降において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日)から10日以内(以下「検査期間」という。)に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
- 5 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を受注者に通知するものとする。
- 6 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとす

し、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

7 受注者は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を確認することによって第1項の検査に代えるものとする。

8 物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、受注者の負担とする。

(不良部品の引渡し)

第13条 発注者より受注者へ引渡す不良部品は、受注者からエクステンジ品を受領後、引渡場所において発注者から受注者に引渡すものとし、受注者は、直ちにこれを検査のうえ引き取るものとする。

2 前項の引き取りが終了した後において受注者の責任によって生じた部品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(請負金額の確定)

第14条 この契約書に記載されている請負金額は契約レートをもって計算したものであり、受注者が立替払送金時の実績レートをもって再計算し、発注者受注者協議のうえ確定する。

2 受注者は、立替払により送金した場合は、すみやかに証拠書類を発注者に提出し、請負金額の変更を申し出なければならない。

(所有権の移転)

第15条 エクステンジ品の所有権は、納入場所において、発注者がエクステンジ品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、受注者から発注者に移るものとする。

2 エクステンジ品の性質上必要な容器、包装等は発注者の所得とする。

(代品納入)

第16条 受注者は、第12条の規定による検査に合格しないときは、直ちに、その代品を納入するものとする。

2 この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

(不合格品等の措置)

第17条 受注者は、発注者から部品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の部品を引き取るものとする。

2 発注者は、前項の場合において、相当期間内に受注者が不合格又は過納の部品を引き取らないときは、受注者の負担において、当該部品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

(代金の支払)

第18条 発注者は、第8条及び第14条の規定により、受注者が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、請求代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第19条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅滞した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限等の延伸)

第20条 受注者は、納入期限までにエクステンジ品を納入することができないとき、又は、第8条第3項による発注者への通知が履行期限までに出来ないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可能期日並びに履行期限を明示して、発注者に納入期限又は履行期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第21条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、納入期限にあつては、延伸前の納入期限満了の日の翌日からエクステンジ品納入の日までの日数に応じ、又は、履行期限にあつては、延伸前の履行期限満了の翌日から発注者に通知があつた日までの日数に応じ、第18条による請求金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が請負金額の10/100を超える場合はその超過額は、遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第22条 エクスチェンジ品の所有権が移転する以前に生じた部品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第23条 受注者は、修理に係る物品の引渡し後1年以内に、受注者は、エクスチェンジ品の所有権移転後1年（部品が発注者の購入する航空機に装備されるべきものである場合は、部品の引渡しの日から部品を装備した航空機を発注者が引渡しを受けた後1年を経過する日まで間）以内に、その部品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（航空機の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種のエクスチェンジ品と引き換え、若しくは修理（部品の引取り、引渡期間を含め30日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

2 前項の期間は、契約不適合が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、部品を装備した航空機を発注者が引渡しを受けた後1年以上1年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第24条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から解除の申出があったとき。（第26条の場合を除く。）

(2) 受注者が納入期限までにエクスチェンジ品の引渡しをしないとき又は納入期限までにエクスチェンジ品を納入する見込みがないことが明らかなきとき。

(3) 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

(6) 受注者が破産の宣告を受け、又は制限能力者（本契約について、必要な同意を得ている者を除く。）となり、若しくは居所不明となったとき。

2 受注者は、前項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第25条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、特別整備終了前に、この契約の全部又は一部を解約することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第26条 受注者は、第9条の規定による特別整備内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による特別整備中止の期間が特別整備期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

(相殺)

第27条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3.0パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と、読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第28条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した

当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号においては同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第29条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

（秘密の保全）

第30条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（特約条項）

第31条 本契約の詳細については別紙特約条項による。

上記契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住	所	
	氏	名	

特定費目の代金の確定に関する特約条項

第1条 発注者及び受注者は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第2条 受注者に支払われる代金のうち別紙の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の各費目の金額、その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第3条 受注者がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の各費目の金額が、特定費目（外貨建費目）の各費目の金額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の各費目の金額をもって、代金として確定し、これをこえる場合は超える部分の実績額について、為替差損を受注者の負担としないことを基本として、発注者・受注者協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

2 前項に定める発注者及び受注者が協議において協議が整わないときは、発注者が適当と認める金額をもって受注者に支払われる代金として確定する。

3 発注者及び受注者は、第1項の規定により契約金額から減額し、又は契約金額に加算した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第4条 受注者は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて発注者に提出しなければならない。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 特定費目又は特定費目の各費目の金額その他要確定費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

要 確 定 費 目 金 額 表

- | | | |
|---|--------------|-------------|
| 1 | FOB (外貨表示) | US \$ ●● |
| 2 | F&O (邦貨表示) | 輸出航空運賃 円●● |
| | | 輸入航空運賃 円●● |
| 3 | C&F価格 (外貨表示) | US \$ ●● |
| | | 同上 (邦貨表示) |
| | | 輸入航空運賃 円●● |
| 4 | 契約時レート | 円●●/US \$ |

注 該当しない項目及び字句は抹消すること。

実績額を証する書類

1 C & F 価格等

外国製造業者（外国製造業者が自ら販売しないで、外国販売業者を通じて販売する場合は、その外国販売会社）及び外国輸入業者の送り状（指名競争による場合はこれに準ずるもの。）並びに船会社、航空会社又はこれらの代理店の発行する運賃を記載した船荷証券又は航空貨物運送状

2 機能及び寸法検査費用（再梱包費を含む。）

検査実施業者の実際工数及び加工費率を明記した支払請求書又は領収書並びに梱包業者の支払請求書又は領収書

3 関税その他租税

関税の領収書及びその他の租税の領収書

4 為替相場

外国為替公認銀行が対外支払勘定の円貨による決済金額請求の際発行する計算書類

5 その他発注者が必要と認める書類